

令和5年度二之丸庭園の修復整備について

1 経緯等

- ・ 図1及び図2 赤丸の北園池の北側石組の復元にあたり、過年度調査等から、図1及び図3の赤破線に相当する園路3案を推定した。
- ・ 過年度調査では園路に関する遺構は確認されておらず、石A、石Bの北側の発掘調査は未実施であった。
- ・ 図3の調査区5-1及び5-2を設定し、園路遺構、近世遺構面、石の据付(原位置からの移動の有無)を確認した。

案1：石A、石Bの北側を通る案

案2：案1同様に石A、石Bの北側を通るが、遺構面が低い(園路勾配が緩やかである)案

案3：石A、石Bの南側を通る案

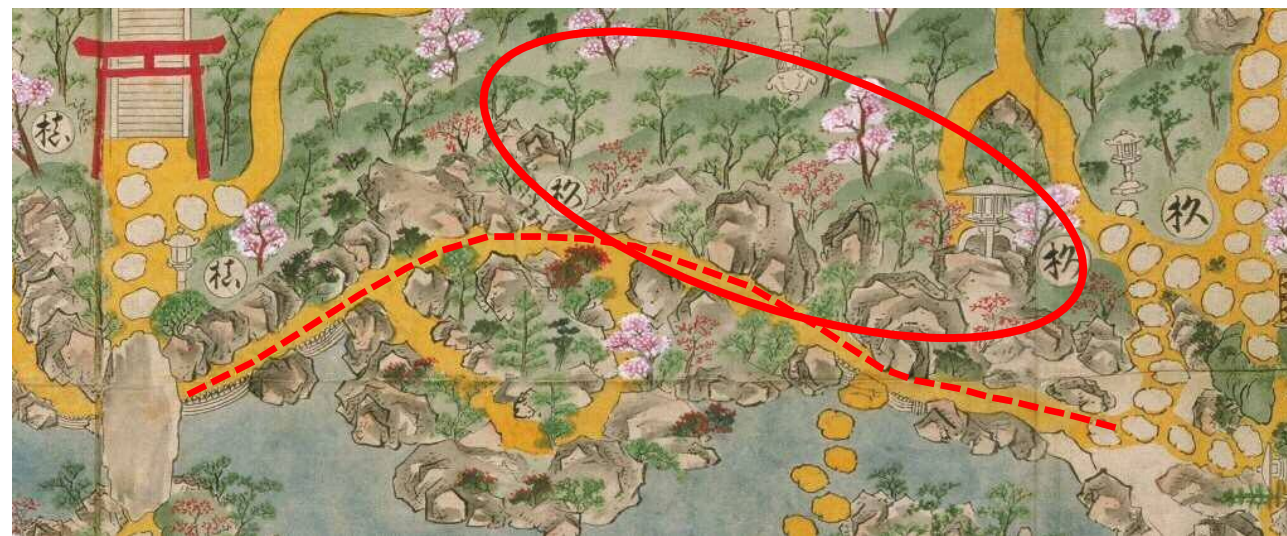


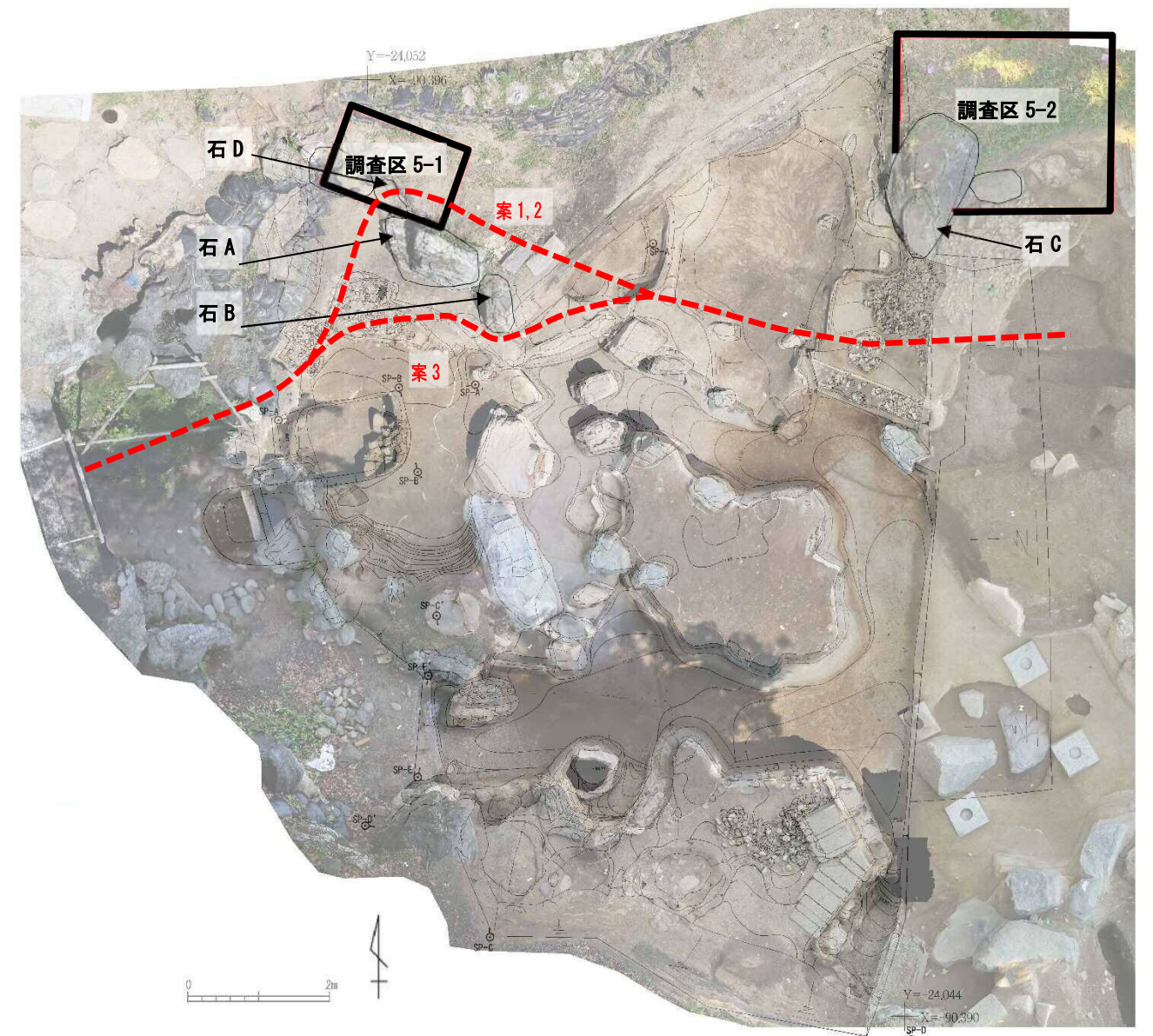
図1 復元を目指す北側石組(赤丸)及び3案が推定される園路(赤破線) 御城御庭絵図部分 名古屋市蓬左文庫所蔵



図2 石組復元位置



写真1 現況写真(南から撮影)



- 調査区
- - - 調査前に推定した園路

図3 過年度調査遺構平面オルソ画像合成図

2 発掘調査結果

(1) 調査目的

園路遺構や近世遺構、景石の据付け状況を確認し、整備に際しての園路のルートや形状を確定（令和 4 年（2022）10 月 24 日 第 32 回庭園部会）。

(2) 遺構検討

①調査区 5 全景

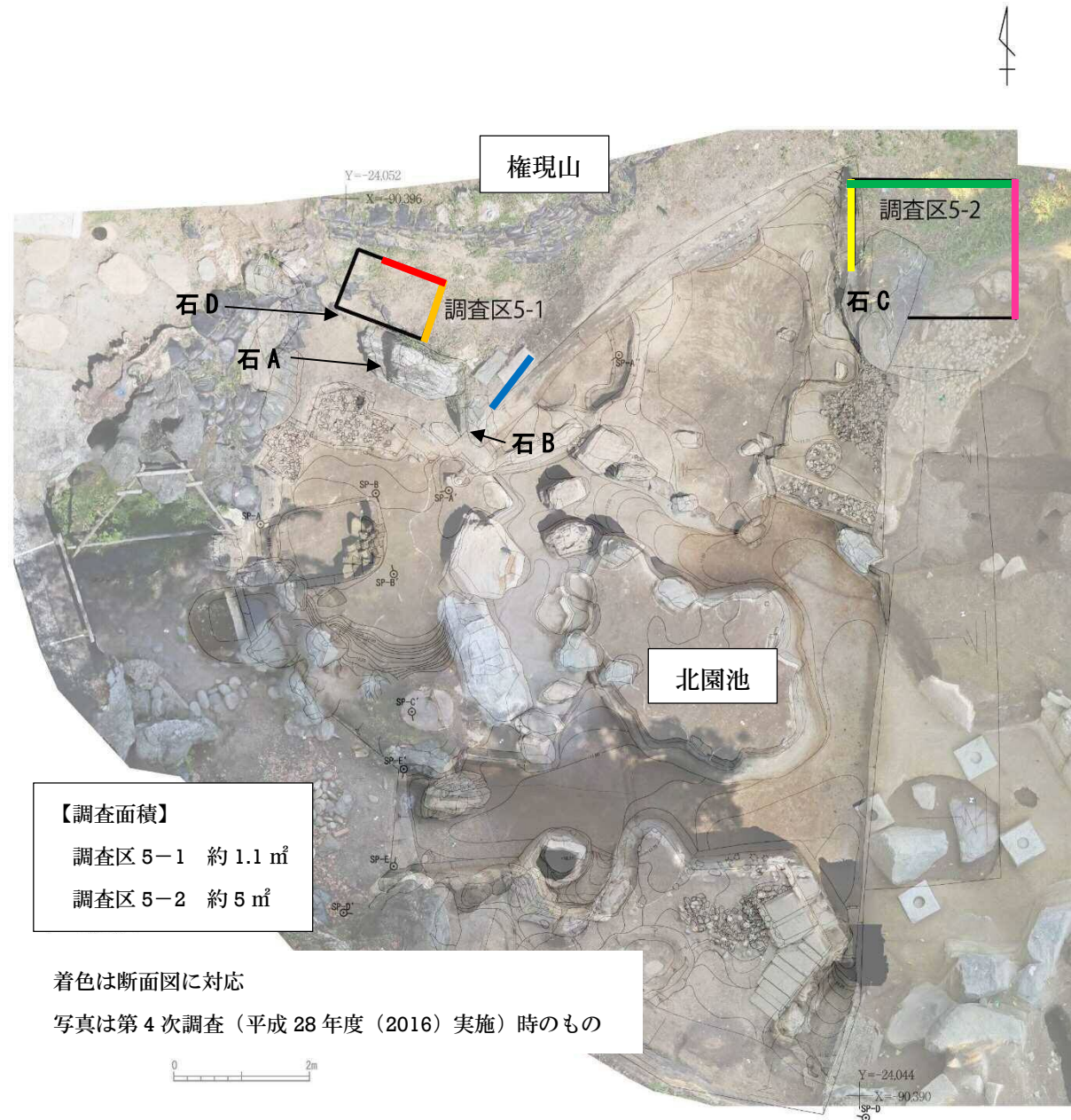
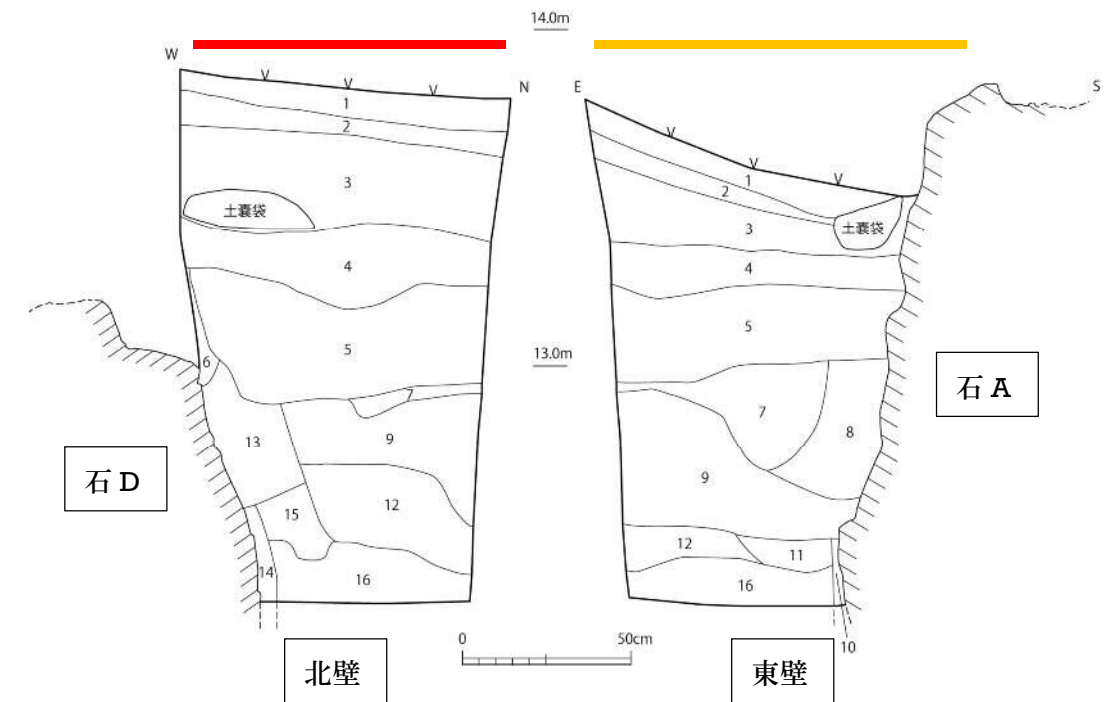
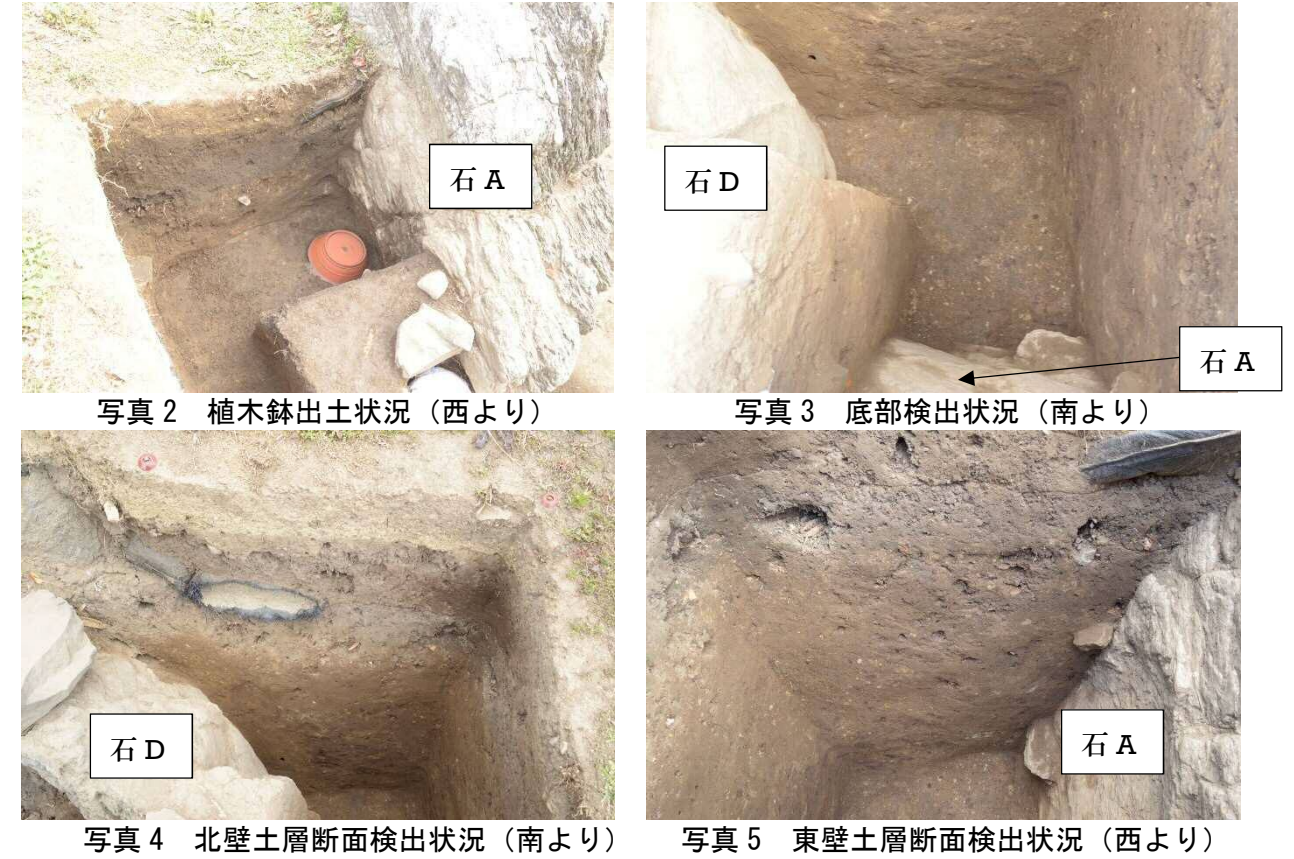


図 4 令和 4 年度（2022）二之丸庭園第 10 次調査 調査区 5 位置図

②調査区 5-1



▶層 1～8 は現代の造成による堆積土層である。層 8 内から現代のものとみられる植木鉢が完形で出土した【写真 2】。

- ▶景石の下端は確認できなかったが、層 16(権現山ないし北園池造成に伴う近世盛土)より下へ続いており、石 A、D とも原位置を保っている【写真 3】・(図 5)。
- ▶層 9～15からは近代以降の遺物は出土していない。暗・黒褐色粘質土で明確な土の差は生じていないため、客土の単位の違いであり、石 A・D 据え付け後の充填土であると想定できる。いずれの層からも園路遺構は確認できていない【写真 4・5】・(図 5)。
- ▶層 9 と層 13 に土層の切り合いが見られ、層 9～12 (石 A の背面) と層 13～15 (石 D の背面) の前後関係が生じている (図 5)。このことから石 D→石 A の順で据え置かれたことが想定できる。しかし、層 10・層 14 の残存検出高が近似している点、層 9～15 が前述のように短期間に流入した客土とすれば、築庭の際にほぼ同時期に据えたものと考えられる。



写真 6 (第 4 次調査) 石 B 東側土層断面検出状況 (東より) ※図 2 青線

- ▶石 B の背面は、近現代以降の改変により、近世の土層が残存していない。明治期の兵舎造成に伴う改変と思われることから、石 B は近世に据えられた石ではない可能性が極めて高い【写真 6】。

③調査区 5-2



写真 7 西壁土層断面検出状況 (北東より)



写真 8 北壁土層断面検出状況 (南より)



写真 9 東壁土層断面検出状況 (西より)

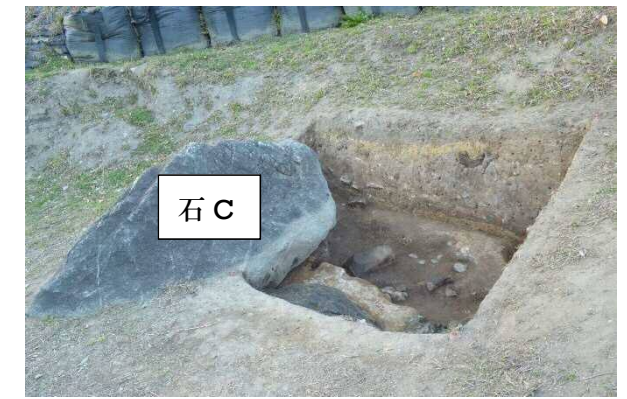


写真 10 調査区 5-2 全景 (南東より)

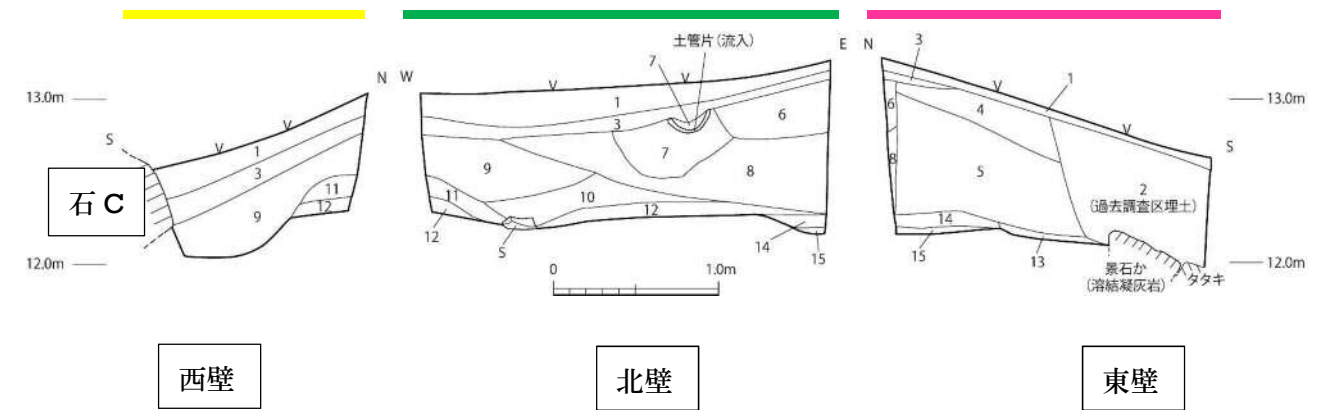


図 6 調査区 5-2 土層断面図

- ▶層 5 は山砂であり、昭和期の造成に伴う土であると考えられる【写真 9】。
- ▶層 11～14 では、一部角礫や円礫が流入しているものの、石 C 北東では明確な園路遺構は検出できなかった【写真 10・11】、(図 6)。また、層 15 では、黄褐色粘質土が一定の範囲で広がっており、検出面の標高や隣接調査区の土層堆積状況などから、権現山の盛土の一部など近世の基盤層と判断したため、これ以上の掘削を停止した。

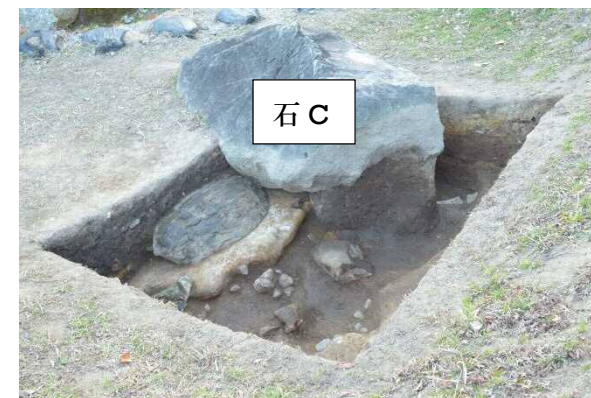


写真 11 調査区 5-2 全景 (北東より)

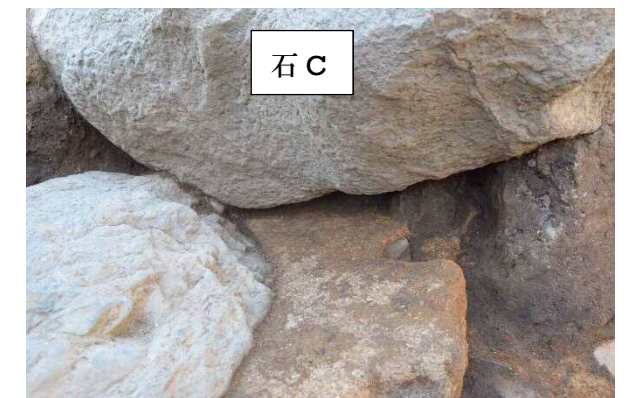


写真 12 石 C 直下検出状況 (西より)

- ▶石 C の直下には煉瓦片を伴う暗褐色土層 (層 9) が流入しており【写真 7・11】・(図 6)、タタキ面にも層 9 を挟んで乗っている【写真 12】。そのため、意図的にタタキの上に景石を据えたというよりも近代以降に据えられたか、近代以降の造成の影響等で原位置から動いた結果、タタキの上に乗った可能性が高い。

3 園路の検討

(1) 根拠

ア. 過年度発掘調査による検出遺構

北園池の発掘調査は、平成 28 年度及び平成 29 年度に実施されており、その成果は「名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書第 4 次～第 6 次」にまとめられている。概要は表 1 のとおり。

表 1 第 4 次、第 5 次発掘調査実施概要及び主な成果 名勝名古屋城二之丸庭園整備

年次	調査期間	調査区・面積	主な調査成果	
第4次	平成28年(2016) 6月28日～12月28日	面積：248㎡	北園池東	池跡、擬石・亀を模した造形のタタキ、中島、半島状の地形、沢飛石状の石列、橋跡、池の一部を埋めた跡
			栄螺山	南石組：平坦面状の遺構、橋、園路、土坑 北石組：石材の抜取痕跡、傾いた石、園路、飛石列
			外縁北※	園路の延段跡
第5次	平成29年(2017) 6月20日～12月28日	面積：715㎡	北園池	池底タタキ、柱の礎石、護岸、滝底面にタタキ
			四ッ代山	飛石跡
			栄螺山東園路	飛石列、石段
			栄螺山南園路	飛石、礎石
			旧将校集会所跡	兵舎関連遺構
			枯池	タタキ

イ. 絵図

- 御城御庭絵図／作成年代：文政年間 名古屋市蓬左文庫所蔵

二之丸庭園における保存管理の指標と位置付けた絵図であり、近世を指標とする範囲において、調査及び整備の基本となる。過去の検証から、縮尺や距離感は不正確であり、描かれていない要素が存在した可能性はあるものの、単なる理想形を示したのではなく、描かれた要素についてはおおむね文政期以降における二之丸庭園の実態を反映していると考えられる。

- 尾二ノ丸御庭之図／作成年代：文政以降 徳川美術館所蔵

御城御庭絵図と異なる箇所が見られるため、2つの絵図を比較検証することでより考察を深めることが可能となる。

(2) 園路の検証

- 調査前に推定した案 1・2 については、高さ 1.0m 以上の石 D (比高約 1.3m) を飛び越えて園路を設定することは可能性として低い。
- 石 B は近世に据えられた石ではない可能性が極めて高く、推定園路は案 3' (青破線) のように、石 B の現在位置を通り、石 C 南側へ続いていくルートが、最も相応しいと考える。
- しかし、石 B は明治期の兵舎造成に伴う修景の姿をとどめている可能性がある。『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画書』(以下『整備計画』という) で整理しているとおり、明治期の遺構も名古屋城二之丸庭園の本質的価値を考える上で、尊重すべき歴史的経緯を示すものとして守っていくものである (p. 14 名古屋市 2022)。そのため、石 B は現在位置に留めるべきである。
- よって、石 B を南へ迂回するルートとしての案 3 (赤破線) が最も妥当と判断する。



図 7 検証する園路 (赤破線) 御城御庭絵図部分 名古屋市蓬左文庫所蔵

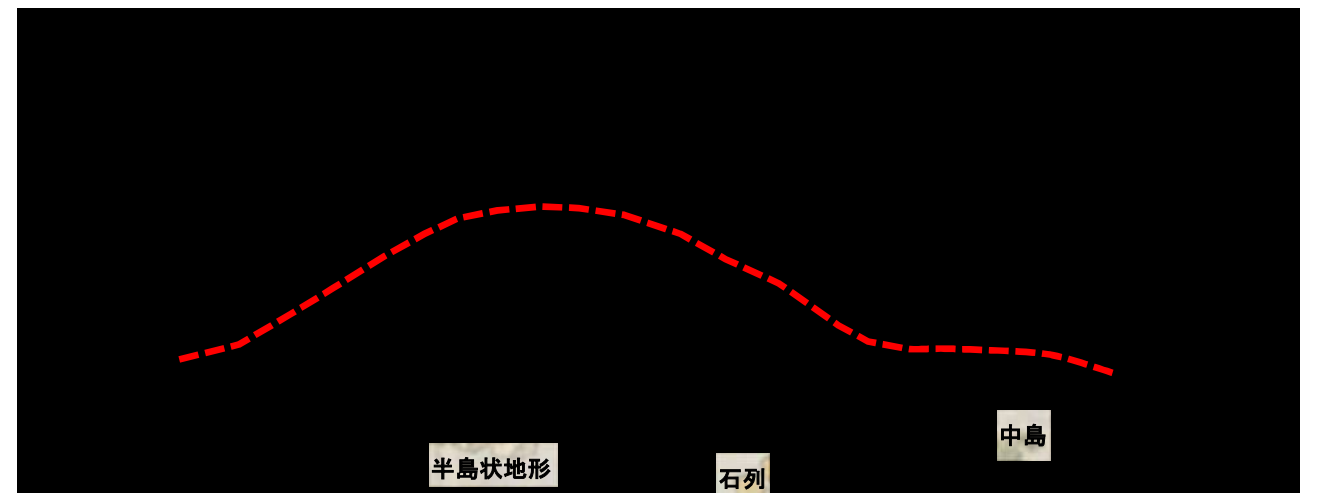


図 8 検証する園路 (赤破線) 尾二ノ丸御庭之図部分 徳川美術館所蔵

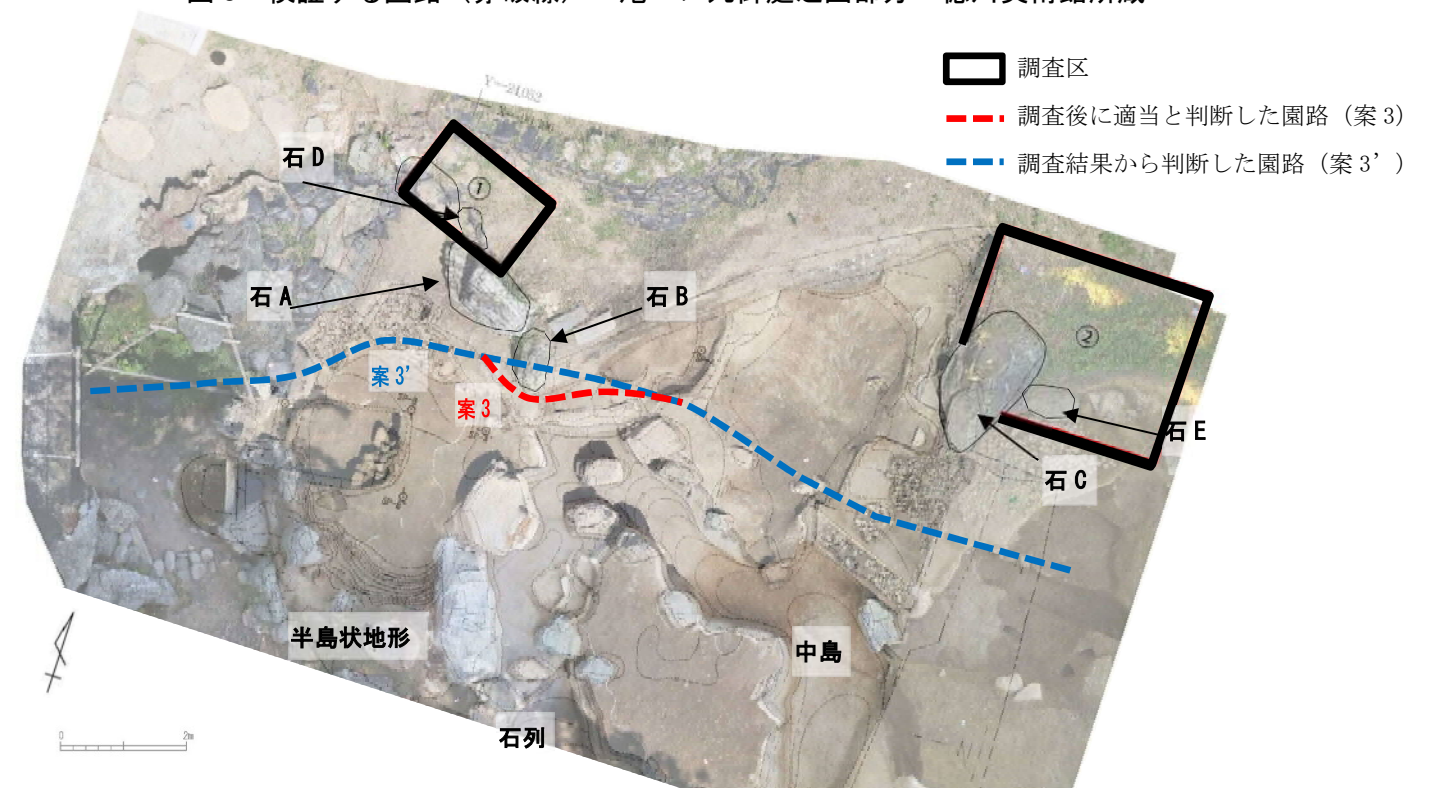


図 9 過年度調査遺構平面オルソ画像合成図

4 整備案

・3 及び遺構保護のため石 A~D を現在の位置とすることを踏まえ、園路を案 3 のルートとすることを前提に整備案を検討した。

(1) 整備イメージ



【使用石材】①88*60*126②90*45*80③95*50*120④120*100*150⑤70*14*55⑥90*50*94⑦70*50*70
 単位 cm ⑧60*23*65⑨80*70*110⑩130*20*80⑪190*130*130⑫70*62*110⑬105*60*82
 ⑭150*70*130⑮150*60*120⑯70*125*205⑰80*85*150⑱95*70*100⑲90*90*170
 ⑳80*55*120㉑46*26*63㉒60*65*110㉓100*40*80㉔140*70*90㉕95*33*65

図 10 北側石組立面図案 (南から)

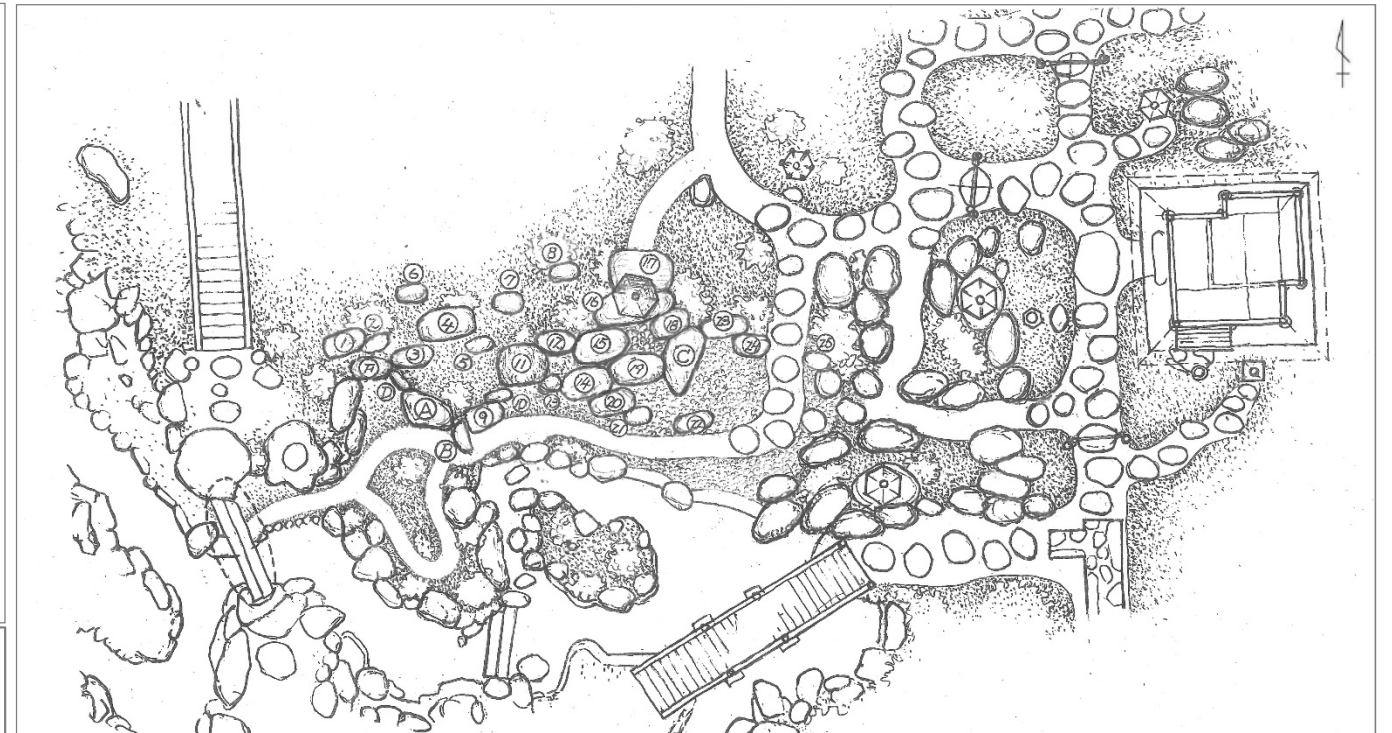


図 11 北側石組平面図案

調査区
- - - 調査後に適当と判断した園路 (案 3)
- - - 調査結果から判断した園路 (案 3')
- - - - - その他の園路



写真 13 現況写真 (南から撮影)



写真 14 現況写真 (F 近景)

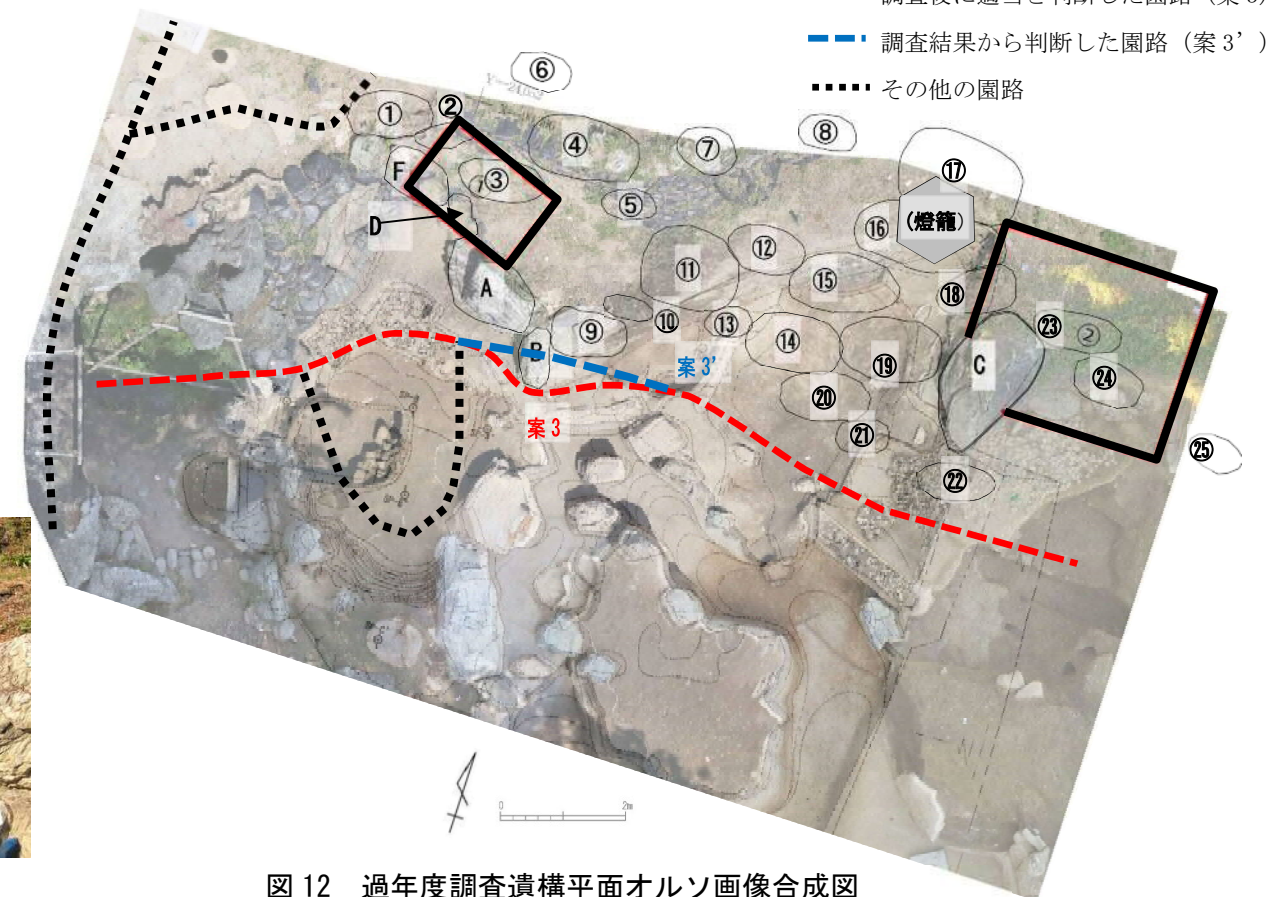


図 12 過年度調査遺構平面オルソ画像合成図

(2) 整備イメージと絵図との比較

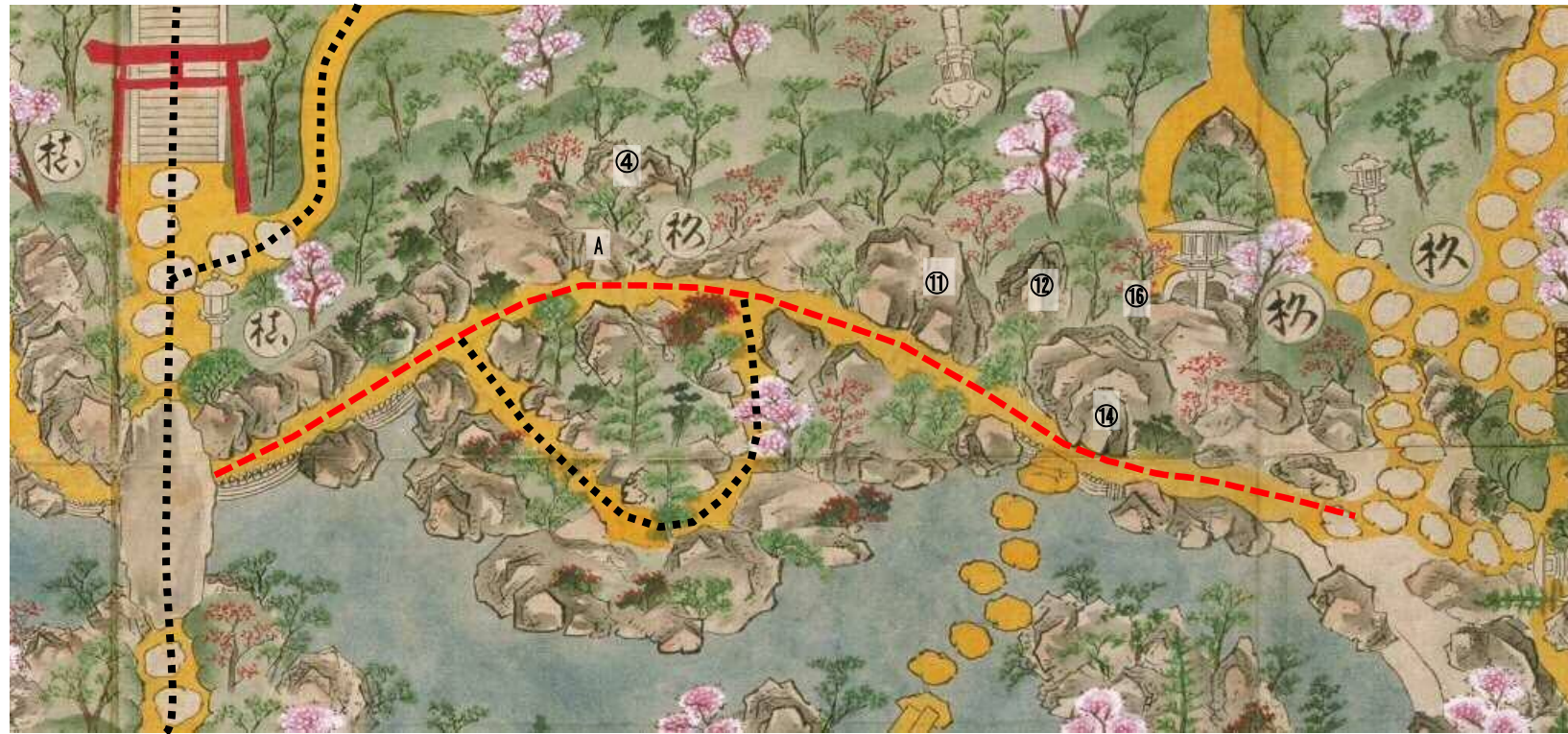
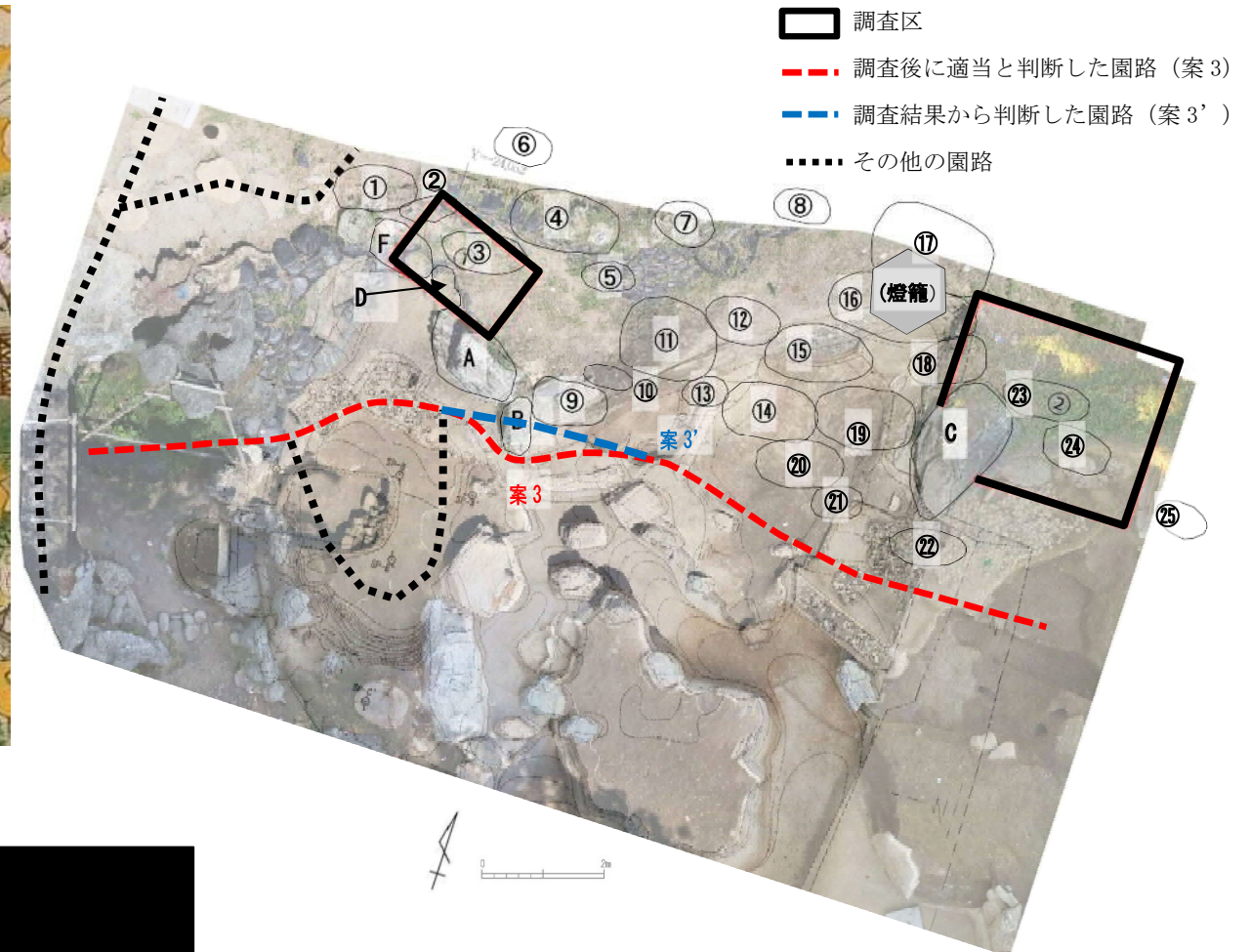


図 13 北側石組案石材位置 御城御庭絵図部分 名古屋市蓬左文庫所蔵



【再掲】 図 12 過年度調査遺構平面オルソ画像合成図

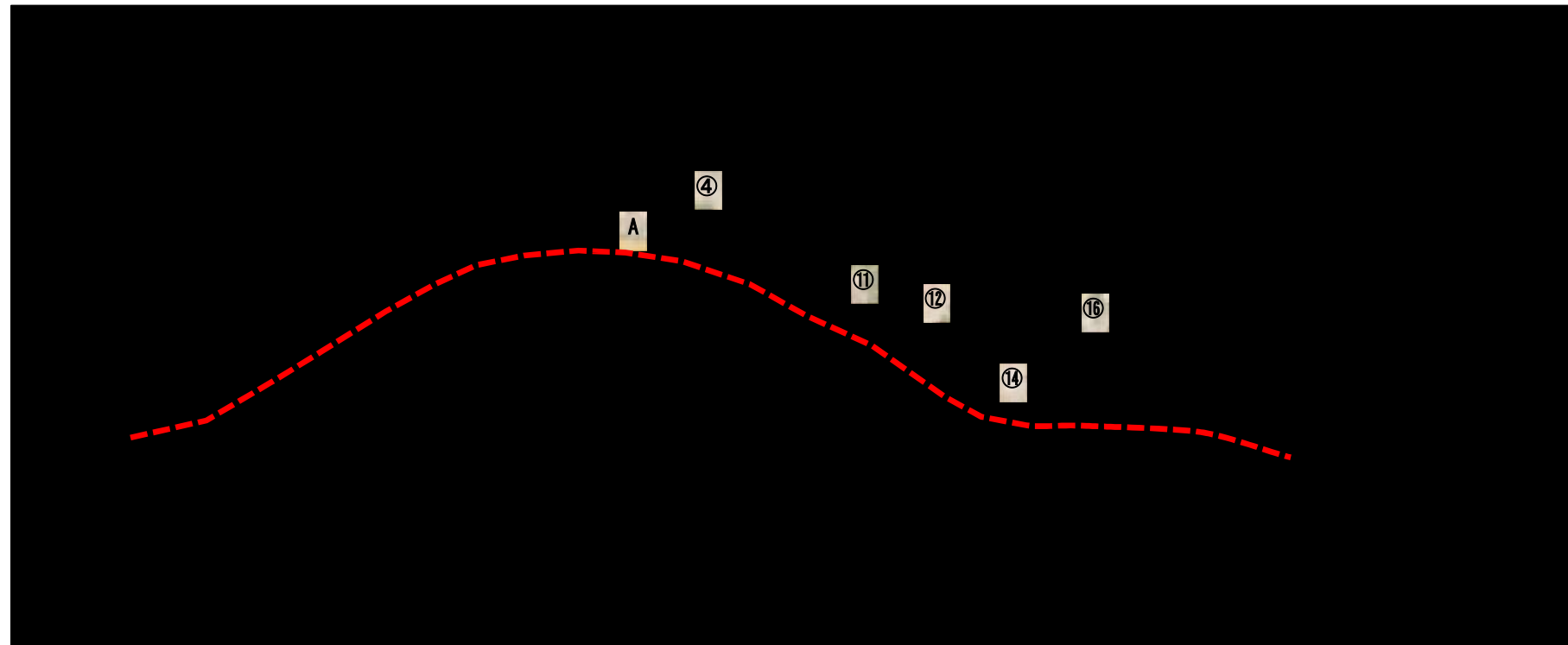


図 14 北側石組案石材位置 尾二ノ丸御庭之図部分 徳川美術館所蔵

令和4年度二之丸庭園の発掘調査成果について

1-1 調査区1~4について

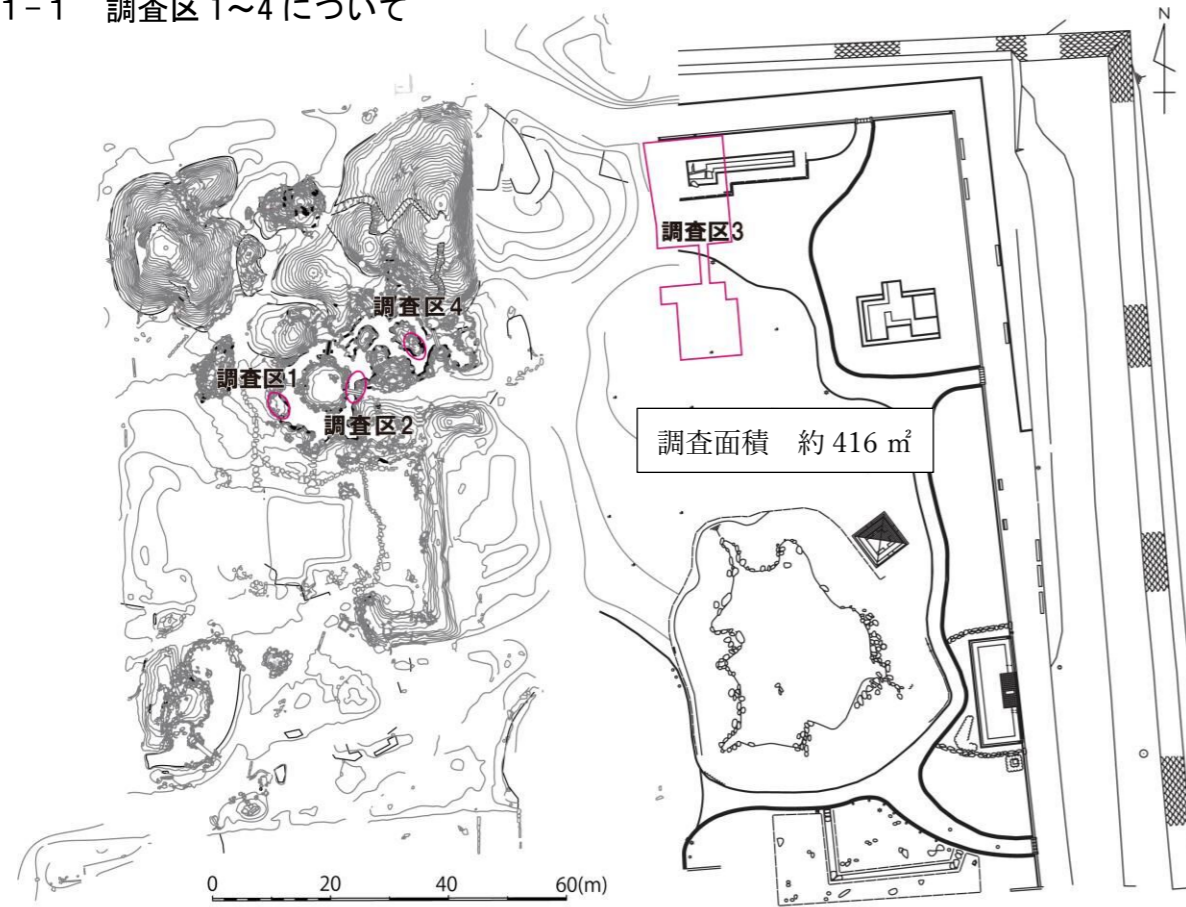


図1 令和4年度(2022)第10次調査 調査区位置図

(1) 北園池部分(調査区1・2・4)

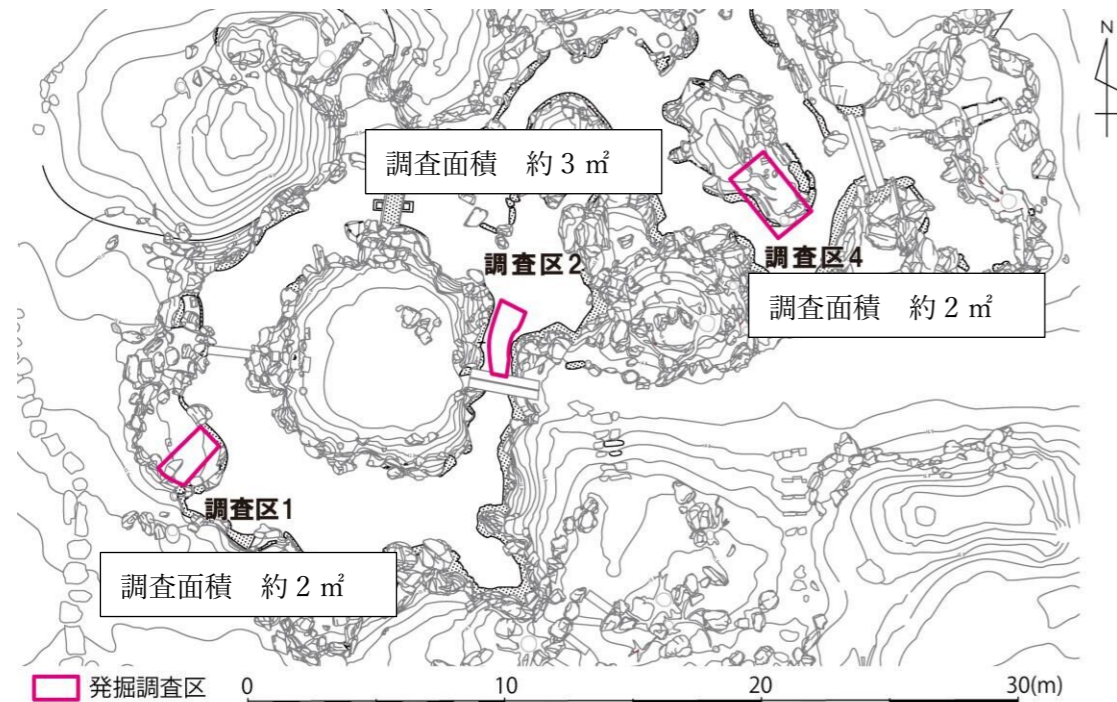


図2 令和4年度(2022)第10次調査 調査区1・2・4位置図

(調査区1)

- ①調査目的 護岸背面の状況確認(令和4年(2022)1月30日 第29回庭園部会)
- ②調査成果 令和4年(2022)12月26日 庭園部会WG資料参照

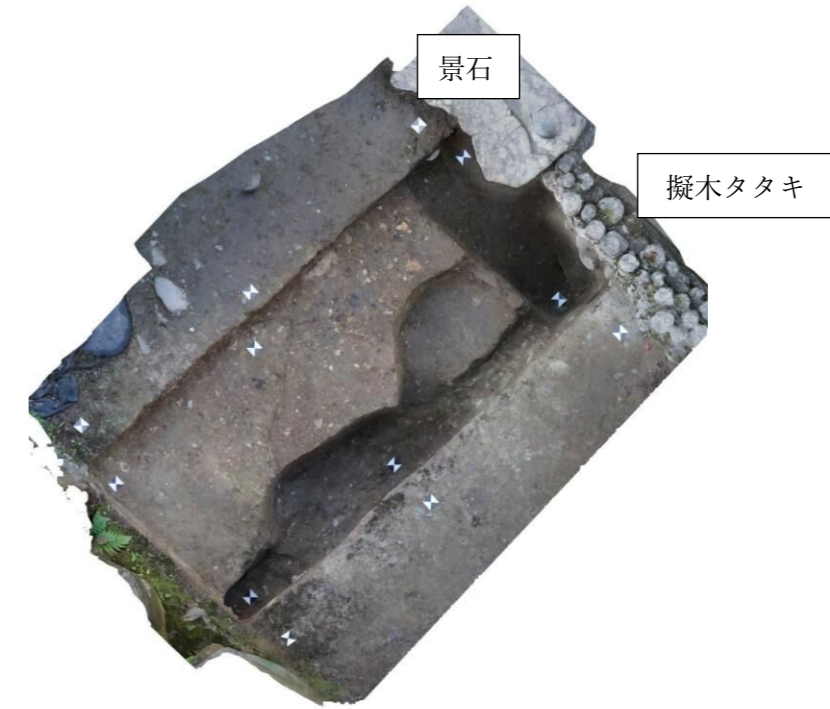


図3 調査区1 平面オルソ画像



【写真1】 護岸背面(西より)

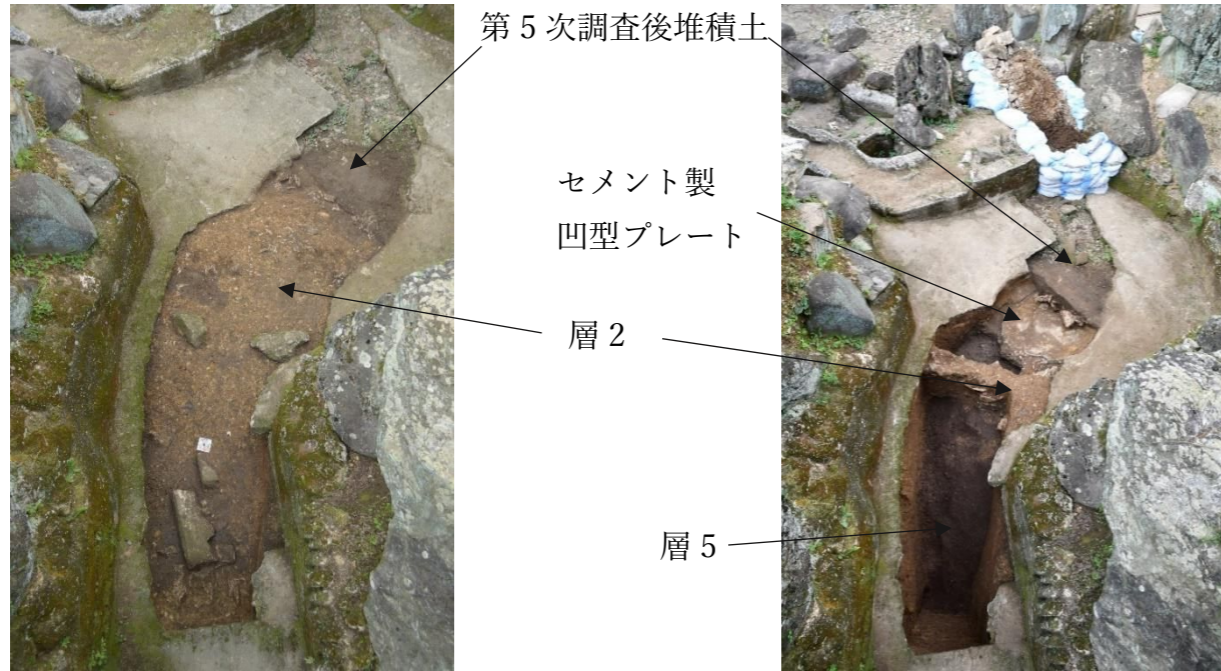
【写真2】 景石・護岸・擬木背面(西より)

▶護岸タタキの背面土は、茶褐色砂質土→黄灰色砂質土の順に堆積している。近代以降の遺物は出土せず、護岸地形の形状を保っていることから、改変を受けた可能性は低い。後述の調査区5-1の層16と土の類似性がみられることから、北園池造成時のベースとなる盛土であると判断した。タタキの時期特定には至らなかった。

▶擬木タタキに隣接する景石直下に、黄色粘質土が堆積している。この土層は護岸タタキ天端付近に位置しており、景石を据える際の時期差ないし、据え直しによる客土であると考えられる(図3)・【写真2】

(調査区2)

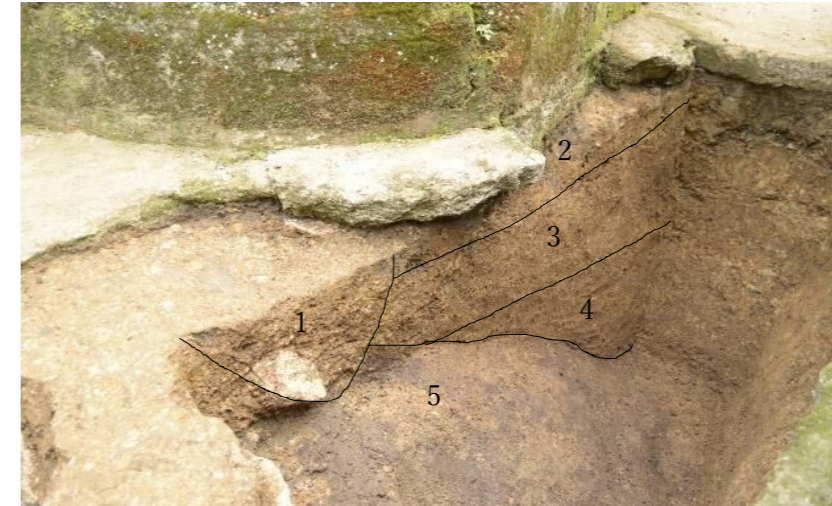
- ①調査目的 池底下の状況確認(令和4年(2022)1月30日 第29回庭園部会)
- ②調査成果 令和4年(2022)12月26日 庭園部会WG資料参照



【写真3】 第5次調査以降堆積土除去後 調査区全景(南より)

【写真4】 完掘 調査区全景(南より)

▶本調査区の北端部分の一部は、第5次調査で既に調査されており、その際には池底タタキの欠損箇所を利用して掘削を行った。今回はその成果を元にした追加調査であり、池底や護岸の施工方法や施工以前の遺構を確認することができた【写真3・4】。



【写真5】 南壁土層断面検出状況(北東より)

- ▶層1はセメント片が混じる。近代以降の掘り込みであると判断している。
- ▶層2はブロックが多く混じる粘質土である。層2から遺物は出土していない。護岸および池底タタキは層2上に乗っており、層2を成形して施工したと考えられる。
- ▶層5は黒褐色粘質土で橙色粘質ブロックを含み、西に向かって傾斜している。6次調査で中世の大溝と結論付けられた遺構に土質がよく似ていることから、中世の大溝の東側斜面を検出したと考えている【写真5】。

(調査区4)

- ①調査目的 護岸タタキ傾倒の主原因の特定(令和4年(2022)3月21日 第30回庭園部会)。
- ②調査成果 令和4年(2022)12月26日 庭園部会WG資料参照

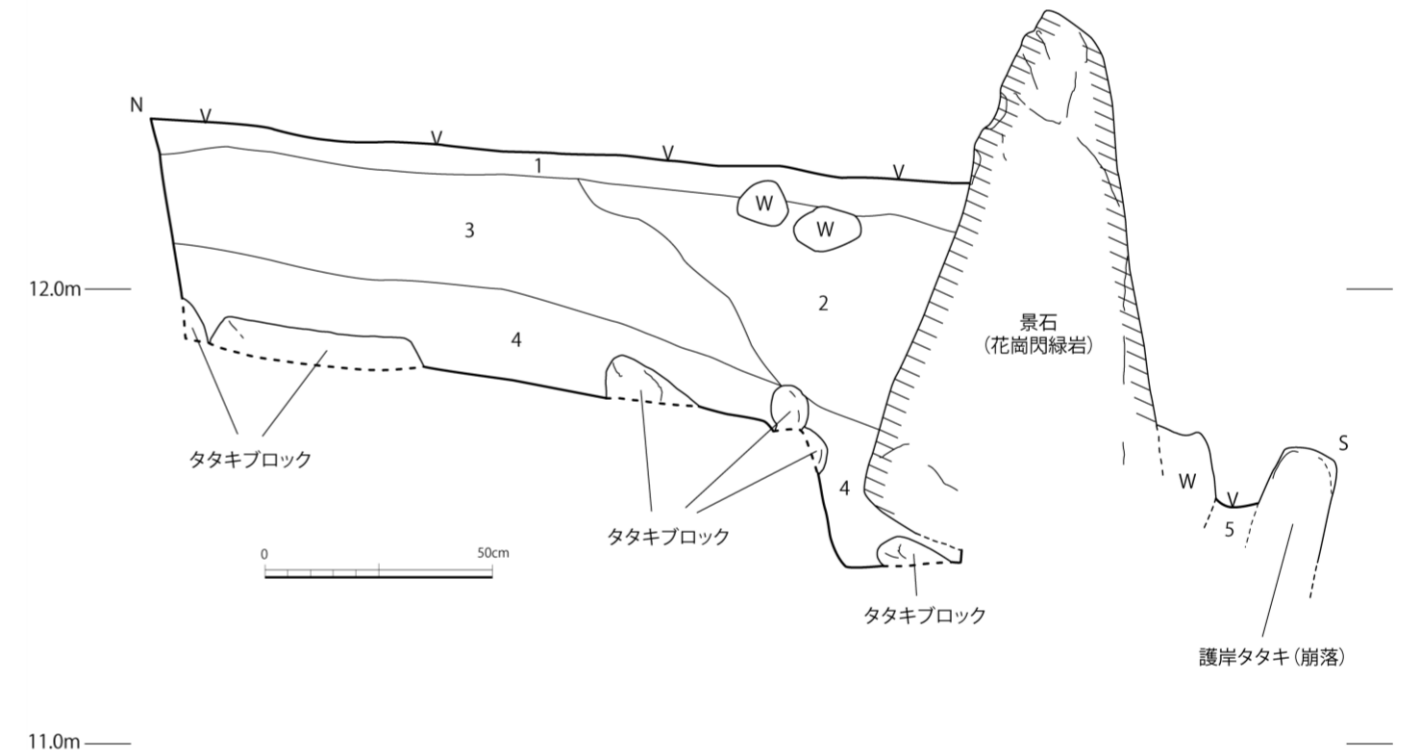
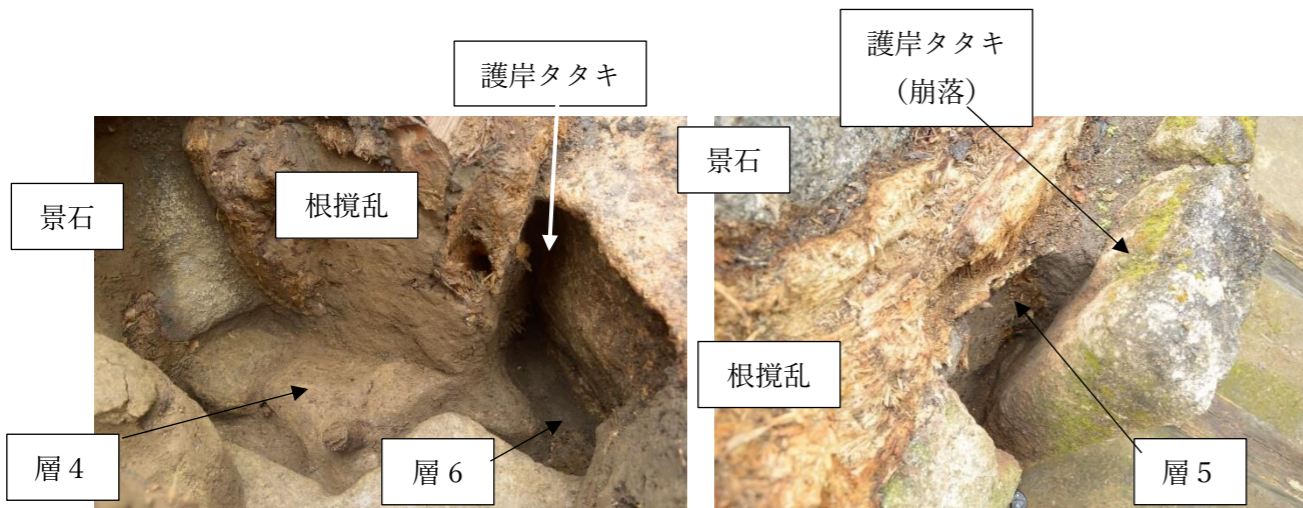


図4 調査区4土層断面図



【写真6】 東壁土層断面検出状況（南西より）【写真7】 護岸タタキ背面検出状況（北東より）

▶出土遺物は層4直上で検出した、平瓦片1点のみであった。



【写真8】 景石据付面検出状況（北西より） 【写真9】 層5土層断面検出状況（西より）

▶層2（植樹に伴う根攪乱層）が築山内外に影響を与えたことが、護岸タタキの傾倒の主たる原因であった（図4）。その結果の流出土が護岸タタキ背面の層5である【写真9】。

▶層3・4・6は築山の造成土である。層4は土中にタタキブロックを多く含み、景石は層4の造成段階で据えられていることが判明した（図4）・【写真8】。

(2) 調査区3について（東御庭）

※調査区が広域に渡るため、調査区域を南北に分けて説明する。

①調査目的

東御庭遺構の残存遺構の把握、また過去調査検出遺構との整合性を明らかにする（令和4年（2022）1月30日 第29回庭園部会）。

②調査課題（令和4年（2022）12月26日庭園部会WG）

（調査区3北）門礎石周辺の改修痕跡、控え柱礎石の痕跡の確認、石列の時期や性格の確認。
（調査区3南）江戸時代庭園遺構の残存状況確認、池跡玉石面の範囲確認。

③調査成果

（調査区3北）

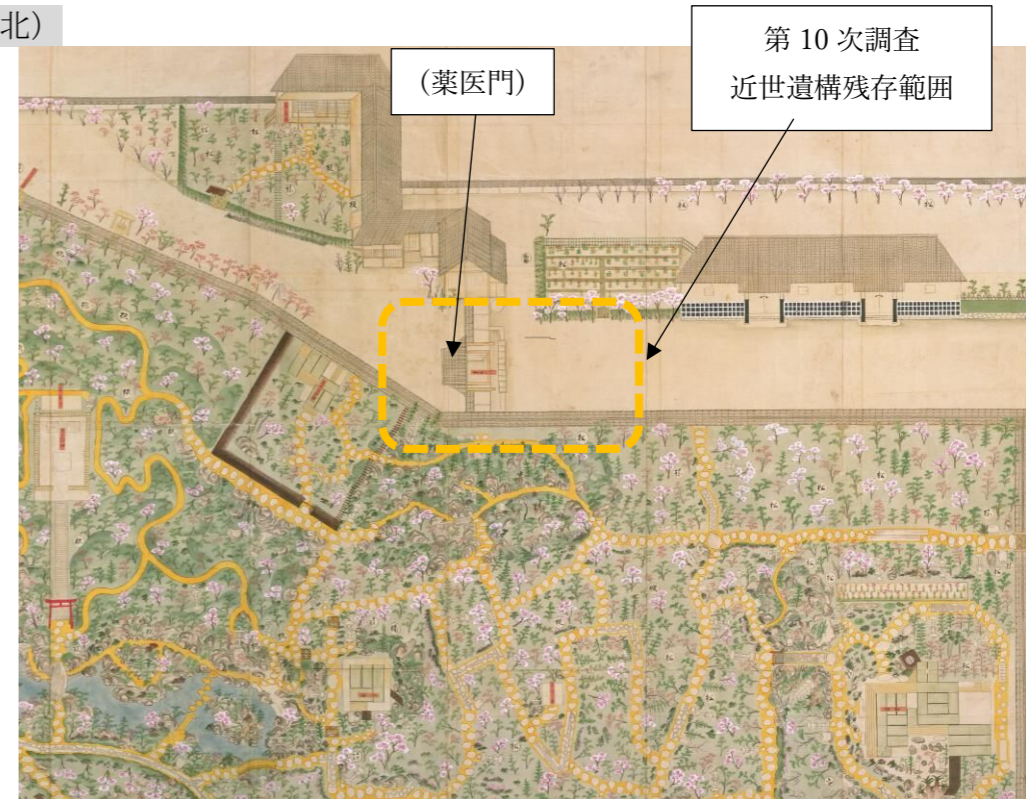


図5 『御城御庭絵図』（一部抜粋・加筆）名古屋市蓬左文庫所蔵

▶北側で残存が確認された門・塀礎石列等の近世遺構は、『御城御庭絵図』の描写と概ね一致しているため、文政年間の景観を留めていると考えられる（図5）。



図6 調査区3北 平面オルソ画像(写真上が北)



【写真10】二重門礎石検出状況(西より)

▶門礎石1箇所、堀1箇所では、礎石が2石上下に重なった状態で出土した。下の礎石の形状は、自然石に柱穴を穿ったもの、上の礎石は形が四角く整えられていた【写真10】。表二之門などの補修痕跡から、門柱の腐食部分を根継ぎしたことが推定できる。

▶水制遺構(排水溝・集水枿・暗渠)は遺構保全のため、最小限の断割掘削に留めた。溝底部の標高差から、図6のとおり流路方向が判明した。



【写真11】集水枿内遺物散布状況(北より)



【写真12】集水枿底部検出状況(東より)

▶集水枿の底部が石敷きとなっていることが判明した。集水枿は残存部分で、4～5段で組み立てられており、南東隅は陥没していることが判明した【写真12】。また堆積土の中から、「四中隊」と表記された近代の磁器皿等が出土している【写真11】。

▶土層断面の記録から、水制遺構の検出面は、門礎石の天端で標高13.0m程度、石列2段目の天端で標高13.2m程度であり、庭園内部と20cm以上の段差があったことが判明した。

▶石列は2段まで残存しており、東側は景石群のところで途絶えている(図6)。

▶石列から南、景石群2の間は近世の遺構は検出されなかった。『御城御庭絵図』ではこの区画が築山のように盛り上がった状態で描かれているため、近代以降の造成によって既に遺構面は滅失している可能性が高い(図6)。

(調査区 3 南)

▶近代以降の改変を受けているが、庭園遺構として、主に池跡、水門跡が出土した【写真 13】(図 7)。

▶池跡底部に散布された玉石は図 7 に示したとおりである。池の景観年代として、遺物の年代と『御城御庭絵図』に描写がないことから、文政期より後の時代のものと考えられる。また、玉石が検出できなかった部分から、緑釉瓦片が出土している。西側では 3cm 前後の玉石が、東側では拳大へと変化していることが判明した。

▶池の東端は、煉瓦廃棄土坑によって改変されているものの、残存地形の傾斜などから類推すると、およそ図 7 のような規模で存在していたことが考えられる。



【写真 13】水門跡検出状況 (南西より)

▶水門跡は、後世の改変を免れ、奇跡的に半分程度残存しているかたちで出土した (図 7)。赤石を散りばめ組み込んだタタキをベースとし、景石が囲っている。また底部は残存直径約 32cm の赤甕の底に排水穴を穿った上で、臥せてから、タタキを載せている【写真 13】。検出面の標高値から、池跡との併存が想定される。直上の埋土からは、薬莖が出土している。

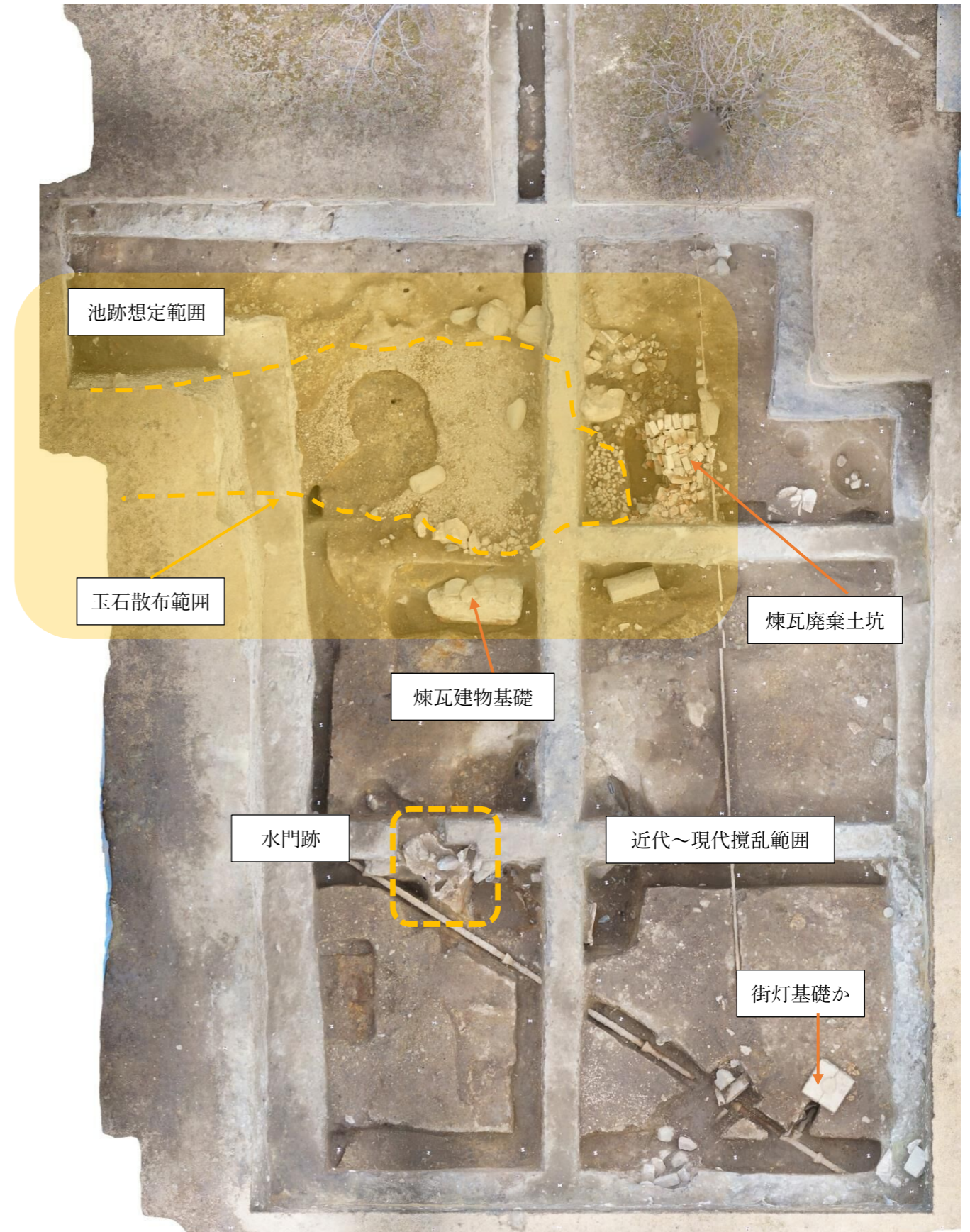


図 7 調査区 3 南 平面オルソ画像 (写真上が北)

1-2 総括及び今後の課題

(1) 北園池

発掘調査の結果、後世の改変による影響があったものの、北園池の構造の理解を深めるための一定の成果を得ることができた。

(2) 東御庭

①調査区3北（近世遺構残存部分）

遺構の残存状況が良好であったため、より詳細な庭園遺構データを取得するに至った。測量図面や出土遺物などの発掘調査成果と、絵図などの資料、他の類例などを探り、整備に結び付けられるよう検討を進める。

また、本調査区北端から北側石垣背面にかけて、庭園北部遺構がさらに良好に残っている可能性が高く、今後の調査対象範囲として検討を進めていきたい。

②調査区3南（近代以降の改変が著しい部分）

庭園遺構としての池跡と水門跡を検出したものの、時期特定に至っていない。遺物と記録図面との整理を引き続き進め、時期特定につながる手がかりを模索していく。また、今回調査区3南北をつないだトレンチを設定したものの、調査区3北の南西端で出土した景石群と、池跡との関連性を決定付ける成果は得られなかった。これら間の区域は未掘であるため、次回以降の調査区設定の候補としたい。

(3) 整備に向けた整理作業

今回の調査で得た遺構データ、遺物（テンバコ 60 箱分）等の資料の整理作業を引き続き継続し、発掘調査報告書として取りまとめる。また、整備方針を定めるための根拠資料となるよう、出土資料の分析を続けていく。

1-3 調査区5（北園池追加調査部分）について

(1) 調査目的

園路遺構や近世遺構、景石の据付け状況を確認し、整備に際しての園路のルートや形状を確定（令和4年（2022）10月24日 第32回庭園部会）。

(2) 遺構検討

①調査区5全景

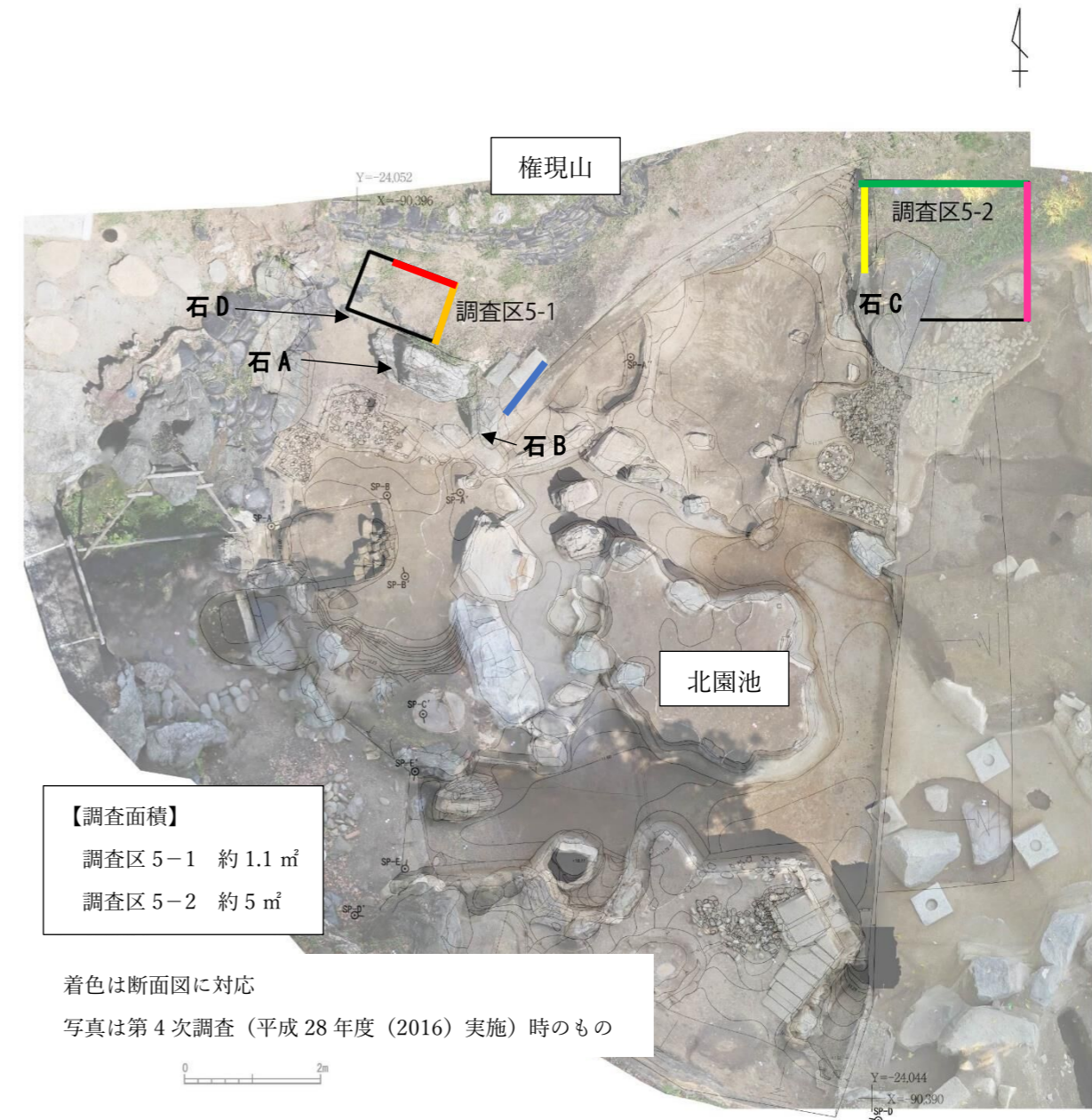


図8 令和4年度（2022）二之丸庭園第10次調査 調査区5位置図

②調査区 5-1



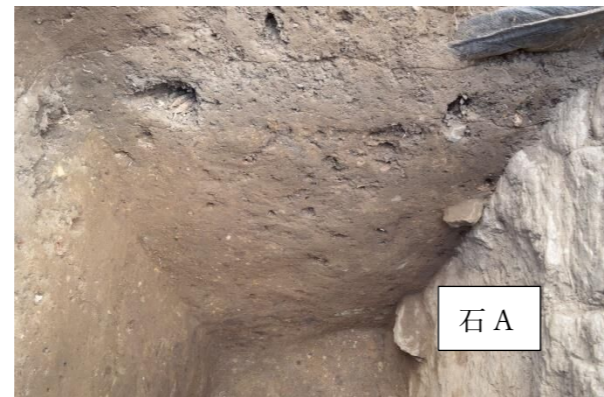
【写真 14】植木鉢出土状況（西より）



【写真 15】底部検出状況（南より）



【写真 16】北壁土層断面検出状況（南より）



【写真 17】東壁土層断面検出状況（西より）

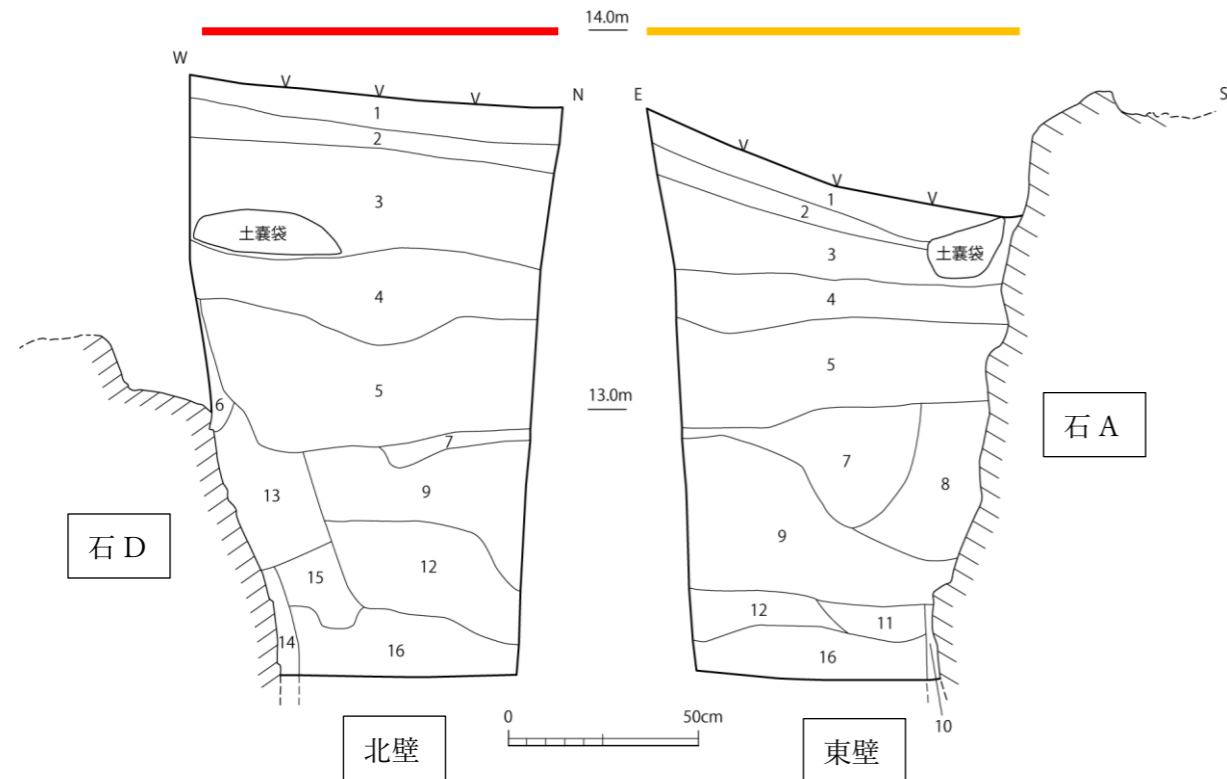


図 9 調査区 5-1 土層断面図

▶層 1～8 は現代の造成による堆積土層である。層 8 内から現代のものとみられる植木鉢が完形で出土した【写真 14】。

▶景石の下端は確認できなかったが、層 16（権現山ないし北園池造成に伴う近世盛土）より下へ続いており、石 A、D とも原位置を保っていると判断できる【写真 15】・(図 9)。

▶層 9～15 からは近代以降の遺物は出土していない。暗・黒褐色粘質土で明確な土の差は生じていないため、客土の単位の違いであり、石 A・D 据え付け後の充填土であると想定できる。いずれの層からも園路遺構は確認できていない【写真 16・17】・(図 9)。

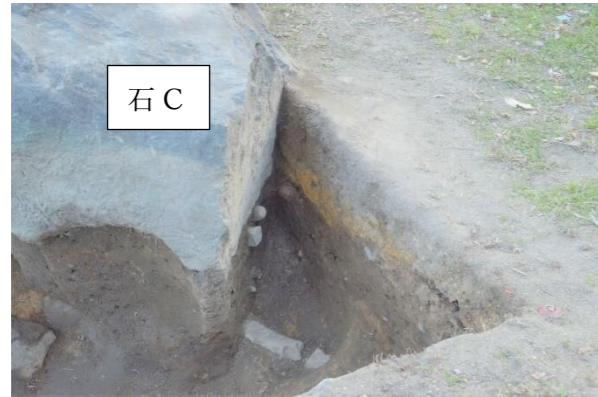
▶層 9 と層 13 に土層の切り合いが見られ、層 9～12 (石 A の背面) と層 13～15 (石 D の背面) の前後関係が生じている(図 9)。このことから石 D→石 A の順で据え置かれたことが想定できる。しかし、層 10・層 14 の残存検出高が近似している点、層 9～15 が前述のように短期間に流入した客土とすれば、築庭の際にはほぼ同時期に据えたものと考えられる。



【写真 18 (第 4 次調査)】石 B 東側土層断面検出状況（東より）※図 8 青線

▶石 B の背面は、近現代以降の改変により、近世の土層が残存していない。明治期の兵舎造成に伴う改変と思われることから、石 B は近世に据えられた石ではない可能性が極めて高い【写真 18】。

③調査区 5-2



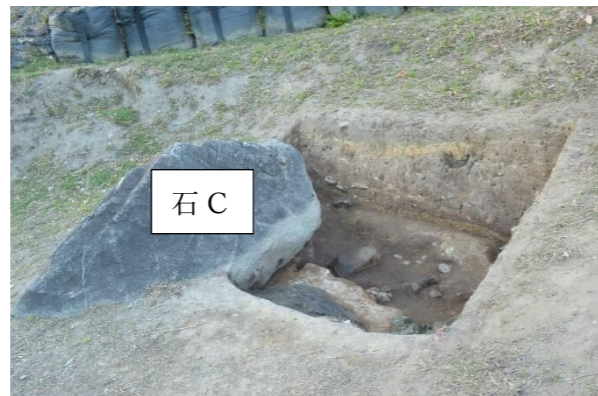
【写真 19】西壁土層断面検出状況（北東より）



【写真 20】北壁土層断面検出状況（南より）



【写真 21】東壁土層断面検出状況（西より）



【写真 22】調査区 5-2 全景（南東より）

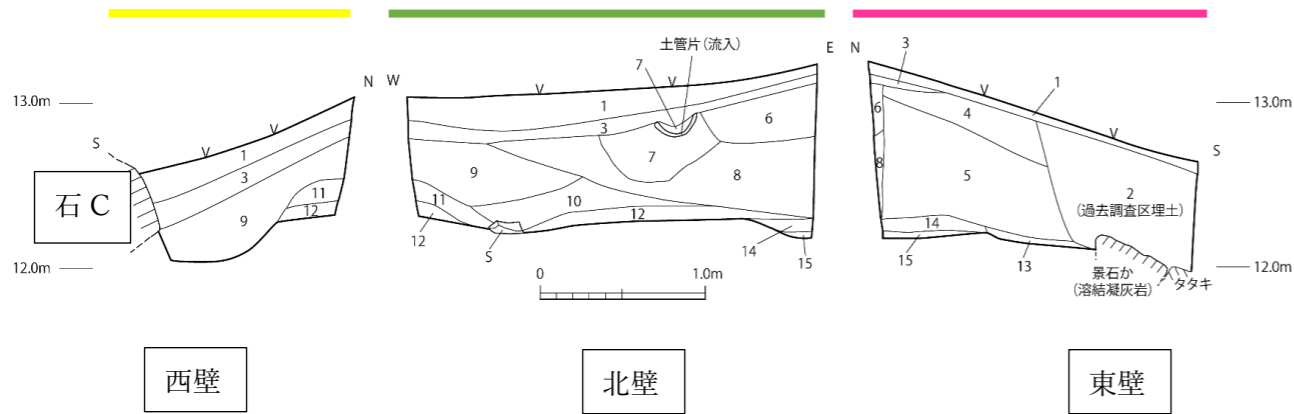
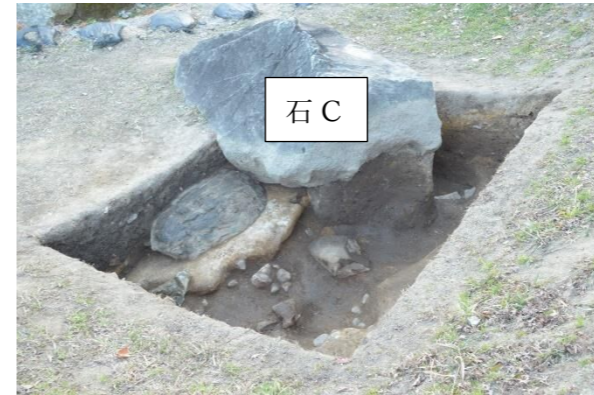


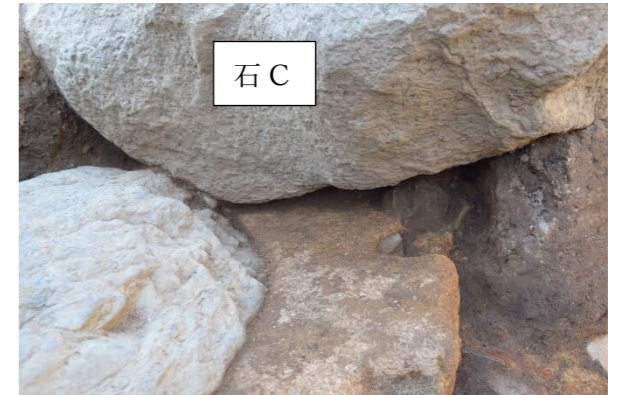
図 10 調査区 5-2 土層断面図

- ▶層 5 は山砂であり、昭和期の造成に伴う土であると考えられる【写真 21】。
- ▶層 11～14 では、一部角礫や円礫が流入しているものの、石 C 北東では明確な園路遺構は検出できなかった【写真 22・23】、(図 10)。また、層 15 では、黄褐色粘質土が一定の範囲で広がっており、検出面の標高や隣接調査区の土層堆積状況などから、権現山の盛土の一部など近世の基盤

層と判断したため、これ以上の掘削を停止した。



【写真 23】調査区 5-2 全景（北東より）



【写真 24】石 C 直下検出状況（西より）

▶石 C の直下には煉瓦片を伴う暗褐色土層（層 9）が流入しており【写真 19・23】・(図 10)、タタキ面にも層 9 を挟んで乗っている【写真 24】。そのため、意図的にタタキの上に景石を据えたというよりも近代以降に据えられたか、近代以降の造成の影響等で原位置から動いた結果、タタキの上に乗った可能性が高い。

(3) 総括

- ・近代以降の造成土の流入が多く、明確な園路遺構の検出には至らなかった。
- ・景石の下端は確認できなかったが、層 16（権現山ないし北園池造成に伴う近世盛土）より下へ続いており、近世層中に据えられている痕跡を確認したため、石 A・D は原位置を保っていると判断した。
- ・石 B の背面は、近現代以降の改変により、近世の土層が残存していない。明治期の兵舎造成に伴う改変によるものと思われることから、石 B は近世に据えられた石ではない可能性が極めて高い。
- ・石 C とその周囲はタタキ面と景石が一部残っていることを除いて、園路をはじめとした遺構が近代以降の造成によって滅失している可能性が高い。

1-4 第11次発掘調査範囲（案）について

(1) 調査目的

第10次発掘調査では、予定調査区の西側において南北にトレンチを設けたところ、土層断面、平面共に、近現代の攪乱を著しく受けており、景石群と池跡との相互関係（時期差または併存の可能性等）を明らかにすることができなかつた（図11・写真25）。

この課題を克服することを目的とし、以下のとおり調査区を計画した（図12）。



図11 調査区3中央 平面オルソ画像（部分拡大）

(2) 調査内容

掘削範囲の規模：約 225 m² (15.0m×15.0m)

想定掘削深度：1.0～2.0m（現地表が傾斜しているため差が生じる）

調査手順：表土は重機にて掘削を行う。表土より下層は人力にて近世の盛土上面まで掘削し、遺構の検出作業を行う。

近代遺構を確認した場合は記録作業を行ったうえで必要に応じて取り外し、近世遺構面の検出を行う。遺構の時期を確認するために必要に応じて一部、近世遺構を掘

削または取り外すトレンチを設定する。
埋戻しは山砂を5～10 cmほど敷いた後、発生土にて行う。



【写真25】 調査区3南北トレンチ中央完掘状況（南より）

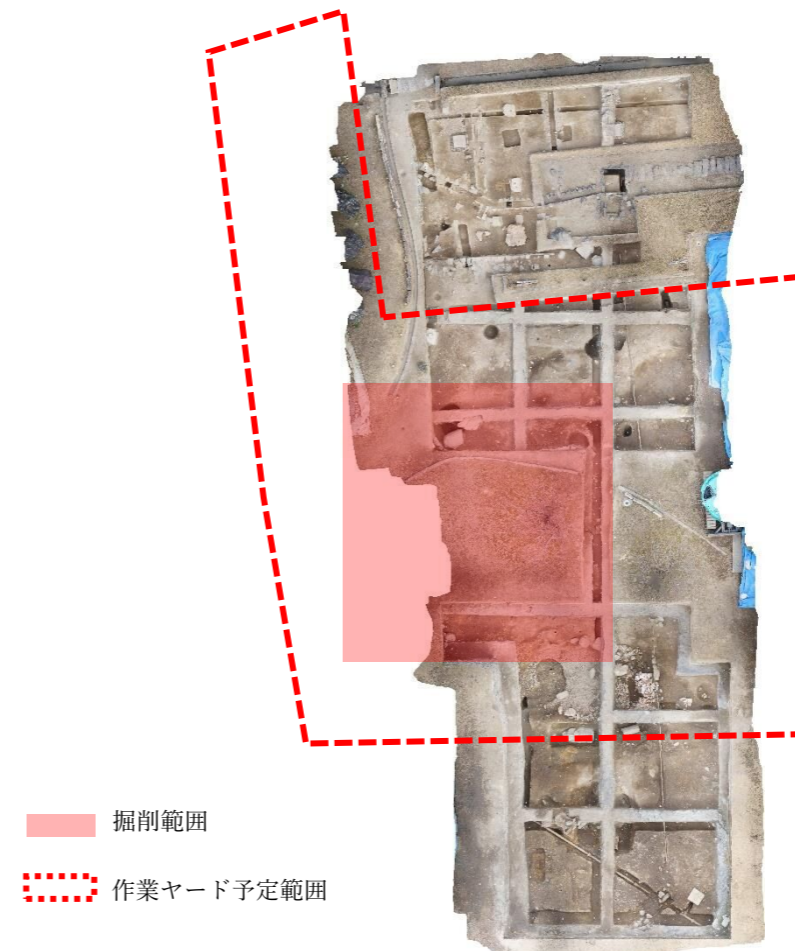


図12 第11次発掘調査予定範囲図

(3) 調査予定範囲の現状

調査予定範囲に樹木が2本あり、昭和期の公園造成に伴って植樹されたものと考えられる。調査時期や生育状況から、移植しても根付かず、枯れてしまう可能性が高い。よって、伐根及び撤去、調査後に芝生養生という処置を取りたい。